

令和8年稲敷市農業委員会第7回総会

〔7月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第18条（通知）
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 5 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 6 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程 8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
日程 9 議案第6号 稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
-

出席委員

1番	吉田武君	12番	遠藤一行君
2番	篠崎文夫君	13番	足立久美子君
3番	黒澤克巳君	14番	内田和新君
4番	山口幸一君	15番	山口和彦君
5番	永野修君	16番	飯塚治正君
6番	宮本信夫君	17番	坂本富男君
9番	坂本和夫君	18番	川島昇君
11番	墳本典勇君	19番	根本脩君

欠 席 委 員

8 番 村 松 清 美 君

10 番 村 山 文 雄 君

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 島 臣 哉 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐 黒 田 真 樹 君

農 業 委 員 会 事 務 局 係 長 坂 本 証 君

農 業 委 員 会 事 務 局 係 長 久 保 田 健 夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和8年7月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。本日の出席委員は16名です。欠席委員は、8番村松清美委員、10番村山文雄委員の2名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん7名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） 最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は、6番宮本信夫委員、9番坂本和夫委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは審議に入ります。報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから5ページまでの7件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましては、報告事項でございますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第18条（通知）について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書6ページから14ページまでの6件でございます。

農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。

申請番号1番、5番、6番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号2番、3番、4番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） この件につきましても、報告事項でございますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田係長。

○農業委員会事務局係長（久保田健夫君） 15ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。売買による所有権移転6件でございます。

申請番号1番 柴崎字丹通、田1筆、1, 259㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 清久島字清久島、田1筆、280㎡についてでございますが、隣接する自作の田と一体で耕作するために買い受けるものでございます。

申請番号3番 清水字前浦、田1筆、1, 280㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号4番 清水字前浦、田1筆、1, 815㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号5番 椎塚字枯サクラ、他1地区、畑3筆、4, 144㎡についてでございますが、受人が新規で営農を開始するために買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号6番 阿波崎字北須賀前、田1筆、1, 983㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。続きまして、調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎委員より報告をお願いいたします。

○2番（篠崎 文夫君） 2番篠崎です。申請番号1番について報告いたします。

去る7月4日に濱田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。受人の農地所有適格法人要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機6台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番から4番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田 和新君） 14番内田です。申請番号2番について報告いたします。

去る7月5日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、乾燥機2台、軽トラック2台を所有しております。田植えと刈り取り作業は委託しております。農作業従事日数は180日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして、申請番号3番・4番について、去る7月7日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にハウスでイチゴを栽培している企業であります。受人の農地所有適格法人要件は満たしております。農機具の所有状況は、軽トラック1台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本 典勇君） 11番墳本です。10番村山委員欠席のため、申請番号5番について代読にて報告いたします。

7月5日に藤巻推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は新規に営農を開始する予定であります。技術指導や農業機械については、親族に協力を仰ぐとのこと

です。承諾書も確認しております。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号6番について、報告いたします。

7月3日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） 以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程5 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 17ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字町山、畑1筆 1, 202㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。645wパネル172枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号2番 甘田字亀尻、畑1筆 147㎡についてですが、事業面積は宅地と合わせて1,089㎡、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。600wパネル160枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号3番 上君山字大塚、山林1筆、1, 787㎡についてですが、登記地目は山林であります。現況畑として使用しており、農地台帳に登録している農地であるため今回申請が上がったものです。申請地は、市街化調整区域、土地改良区域外で山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。625wパネル180枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号4番 月出里字花指、田1筆、886㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。600wパネル160枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号5番 月出里字北根、畑1筆、1, 087㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。620wパネル176枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号6番 伊佐部字宿下、畑6筆、2, 707㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10ha以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、申請地の周辺で主に水稻を耕作する農業法人であり、許可を得ず当該農地を農業用施設用地として転用していたため、今回は正追認の申請に及んだものであり、始末書も提出されております。転用目的は農業用倉庫3棟。碎石にて埋め立てを行う計画で市廃棄物対策室との協議を了しております。なお第1種農地と判定した農地ではありますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ農業用施設に該当します。

これで議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番、2番について、去る8日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立 久美子君） 13番足立です。

申請番号3番について、去る8日、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番、5番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本 典勇君） 11番墳本です。

申請番号4番、5番について、去る8日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。

申請番号6番について、去る8日、黒田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 19ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」登記地目変更のための非農地証明書の交付2件でございます

申請番号1番 幸田字広町、畑2筆、509㎡、についてですが、平成14年頃から駐車場として使用しており、撮影年月日平成17年11月8日の空中証明写真と始末書の添付された申請になります。

申請番号2番 下馬渡字宅地添、畑2筆、1,343㎡、についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請となります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口 和彦君） 15番山口です。

申請番号1番について、去る8日、村松委員と板橋推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。平成14年頃から駐車場として使用しており、国土地理院発行の証明写真とあわせて確認いたしました。調査の結果、農地法第2条から、農地ではなく非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○16番（飯塚 治正君） 16番飯塚です。

申請番号2番について、去る8日、吉田委員と栗山推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（黒田 真樹君） 20ページをお開き願います。

議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、40件、310筆、497,785平方メートル、となっております。

詳細につきましては、議案書のとおりでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（黒田真樹君） 55ページをお開き願います。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が12件、52筆、78、400平方メートルの転貸計画でございます。

詳細につきましては、議案書のとおりでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第6号 稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

議案書61ページをお開き願います。

「議案第6号 稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について、稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。令和8年7月10日提出。稲敷市農業委員会 会長 根本 脩。」

62ページが改正規則、63ページが新旧対照表となります。

先月の稲敷市議会において、稲敷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する

条例の一部を改正する条例を議案提出し、農地利用最適化推進委員の定数を「３８人」から「２４人」に改め、議会承認されました。議会承認されたことにより、稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の地区ごとの定数を改正することになります。

６３ページの新旧対象表をご覧ください。左側が改正案で、右側が現行となります。江戸崎地区が１１人から６人、新利根地区が９人から６人、桜川地区が７人から５人、東地区が１１人から７人、合計で３８人から２４人に、定数を変更となります。

議案第６号の説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第６号「稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を採決いたします。本案は、原案のとおり改正することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもって、令和８年７月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後２時３０分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第１２条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

６ 番 委 員 宮 本 信 夫

９ 番 委 員 坂 本 和 夫